八幡市社会福祉協議会福祉出前講座講師派遣要領

（目的）

第１条　市民の求めに応じ八幡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員を講師として派遣し、当該講師が担当する分野についての講座や実習等を実施することにより、市民の福祉への理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

（名称）

第２条　この講座の名称は、八幡市社会福祉協議会福祉出前講座（以下「福祉出前講座」という。）とする。

（対象）

第３条　福祉出前講座は、市内に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する５人以上の企業・団体を対象とする。

（内容）

第４条　福祉出前講座の内容は会長が別に定める。

２ 前項に規定する項目以外の講座の開催について要望が出された場合は、可能な限り要望 に沿うよう努めるものとする。

（実施時間及び場所）

第５条　福祉出前講座は、１講座１２０分以内とし、平日の午前１０時から午後９時までの間で申込のあった時間に実施する。

２ 福祉出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

（運営等）

第６条　福祉出前講座の運営、進行等は当該団体が行わなければならない。

（派遣依頼）

第７条　福祉出前講座を受講しようとする企業・団体の代表者（以下「申込者」という。）は、受講しようとする日の１ヶ月前までに、福祉出前講座申込書を会長に提出しなければならない。

２ 福祉出前講座を受講するために必要な施設は、申込者の責任において用意するものとする。

（派遣の決定）

第８条　会長は、前条第１項の申込があったときは、受講の可否を決定し、福祉出前講座受講決定通知書により申込者に通知するものとする。

（派遣回数）

第９条　各種団体等への派遣回数は、原則として、１団体、年２回とする。

（受講の制限）

第１０条　会長は、次の各号の一に該当するときは、福祉出前講座の受講を許可しない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、福祉出前講座が適当ではないとき。

（変更等の届出）

第１１条　第７条の規定により福祉出前講座の受講の決定を受けたものは、実施日時、場所その 他の申込事項を変更しようとするとき、又は福祉出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに会長に届け出て、会長の承認を受けなければならない。

（派遣費用）

第１２条　福祉出前講座の受講に係る費用は、無料とする。ただし、教材費その他の実費は、企業・団体の負担とする。

（事務局）

第１３条　福祉出前講座の事務局は、総務係とする。

２　講師派遣等に係る事務は、講師の所属する係で行う。

（委任）

第１４条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 　　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。